

第3次 日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画 進捗状況一覧表

評価(A:実施率90%以上、B:50%以上90%未満、C:50%未満、D:未実施)

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
1. 基盤づくり						
1. 包括的な支援体制づくりの構築						
市の取組	①包括的な支援体制づくり	生活福祉課	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	地域支え合い体制構築のため、社会福祉協議会に委託し、モデル地区2地区(武蔵台地区、高根地区)に対し支援を行いました。包括的相談支援体制強化のため市と社会福祉協議会及び関係機関で会議を開催しました。	地域支え合い体制構築のため市社会福祉協議会と連携を図っていきます。また、市、社会福祉協議会及び関係機関と連携し、包括的相談支援体制強化を図っていきます。	C
社会福祉協議会の取組	①包括的な支援体制づくり	社会福祉協議会	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を3人配置し、自立相談支援事業の相談支援員等と連携し、市が開催した複合課題調整チームとの話し合いなどに参加し、体制構築に向けた課題の共有を進めました。	相談支援体制の包括化を進めるため、相談支援体制包括化推進員の配置を検討しています。相談支援包括化推進員については、人件費等の財源確保が課題です。	C
社会福祉協議会の取組	②地域福祉推進組織の設置	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	市から「日高市地域支え合い体制整備運営事業」を受託し、市内2学校区域(武蔵台学校区、高根学校区)をモデル地域として選定し、支え合いに関するアンケート調査の実施や地域支え合い拠点の整備などに取り組みました。	市内2学校区域のモデル地区において、地域福祉推進組織の立ち上げを進めます。	B
2. 社会福祉協議会、支援センター等の充実・強化						
市の取組	①社会福祉協議会への支援	生活福祉課	地域福祉事業の推進、ボランティア活動の振興等、市社会福祉協議会の機能強化を図るため、補助金の交付を行うとともに、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	社会福祉協議会に対し、財政支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	②地域包括支援センターの充実	長寿いきがい課	「地域包括支援センター」が地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図るとともに、効率的かつ一体的な運営体制を構築するため、センター機能の強化について検討を行います。	地域包括支援センター等運営協議会の開催を通じて得た医師等専門職からの意見を活用する等して、継続的に各地域包括支援センターの運営改善を図りました。また、市と各地域包括支援センターとで定期的な打ち合わせ(連絡会)を開催し、情報共有化等を通じて連携の強化に努めました。	引き続き、地域包括支援センター等運営協議会を定期的に開催し、医師等の専門職から、運営に関する助言等が得られるよう努めます。また、運営に有効な情報を随時提供する等して、各地域包括支援センターの機能強化を支援します。	A
	③地域子育て支援拠点の充実	子育て応援課	「子育て総合支援センター」が中心となり、子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点」の連携強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、利用促進及び機能強化を図ります。	地域の身近な場所で、育児に対する不安や負担感を軽減するため、地域子育て支援センター「ぬくぬく」及び「おひさま(高根児童室)」の運営のほか、民間保育園の専門的な技術や知識を活用し、子育てに関する支援を実施しました。利用者アンケートを実施し、運営に関する満足度や期待するイベント等の把握に取り組みしました。	子育てに不安を抱える子育て家庭にきめ細かな支援を行うため、地域の子育て関係機関との連携強化を推進していくとともに、アンケート結果を踏まえ子育て親子に寄り添った事業運営に取り組みます。	A
	④利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの充実	子育て応援課	「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	子育てに関する相談等に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保健相談センターが実施する「利用者支援事業(母子保健型)」との連携に取り組みしました。また、他機関のイベント等に出張し、子育て親子と積極的に関わりました。	引き続き、「敷居の低い身近な相談場所」として子育て親子の相談等に応じ、子育て世代包括支援センターとして保健相談センターが実施する「利用者支援事業(母子保健型)」と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組みます。	A
		保健相談センター		「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」との連携会議を年1回実施しました。また、保健相談センターで実施する「パパ・ママ教室」には、母子保健型担当者が、「すくすく教室」や「赤ちゃんサロン」等の親子教室には、両担当者が参加し、妊娠期から子育て期までの総合相談支援に対応しました。	「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	A
	⑤家庭児童相談室の充実	子育て応援課	児童及び児童を養育する保護者等に係る様々な問題の解決を図るため、「家庭児童相談室」を設置するとともに、相談室の周知を行うなど利用の促進を図ります。	多様化する社会の中で家庭生活の変化に伴い、児童養育に関しても種々複雑な問題が発生しているため、児童を養育する保護者等を対象に、専門職員が電話や訪問による相談指導を実施しました。	引き続き、家庭児童相談室の周知に努め、児童養育に関する様々な相談等に対応していきます。	A
	⑥乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談の充実	保健相談センター	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	乳児家庭全戸訪問として、助産師・保健師が自宅に伺い、様々な悩みの相談に応じ、育児に関する情報を提供しました。養育支援が必要な家庭に、養育支援訪問を行うことで、育児負担を軽減し、子育ての支援を行いました。健康相談を43回実施し、保健師・栄養士等の専門職が、育児に関する様々な相談に対応しました。	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に助産師・保健師が行う乳児全戸訪問、養育支援が必要な家庭に行う養育支援訪問を実施し、様々な悩みや子育ての支援を行います。また、健康相談により、育児に関する様々な相談に対応します。	A
	⑦障がい者相談支援センター及び基幹相談支援センターの充実	障がい福祉課	障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、「障がい者相談支援センター」を設置するとともに、地域における相談支援の中核的な役割として「基幹相談支援センター」を1市3町により共同設置し、充実を図ります。	障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、こまの郷に「日高市障がい者相談支援センター」を設置し、運営しました。また、地域における相談支援の中核的な役割として、「入間西障害者基幹相談支援センター」を、1市3町(日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町)で共同で設置し、運営しました。	今後も同様に取り組みを継続します。	A
	⑧自立相談支援センターの充実	生活福祉課	生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら利用促進及び機能強化を図ります。	様々な課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援(生活困窮者自立相談支援事業)を実施しました。主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の体制により、年間1,037件の相談等を行いました。	令和2年度より、生活困窮者自立相談支援事業に加え、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を開始し、事業を強化しました。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
⑨地域の福祉機関のネットワーク間の連携強化	生活福祉課	包括的な支援体制の強化のため、地域における様々な分野の福祉機関のネットワークについて、現状を把握・分析し、ネットワーク間の連携強化について、検討を進めます。	日高市福祉複合課題調整チーム会議にて関係機関とのネットワークについて情報共有を行いました。 第1層及び第2層生活支援コーディネーター会議に出席し現状を把握しました。コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターと共同で推進していくための話し合いを行いました。	日高市福祉複合課題調整チーム会議の開催や生活支援コーディネーター会議に出席し情報共有を図るとともに、様々な福祉機関のネットワークについて現状を把握・分析していきます。	B	
⑩要援護高齢者等支援ネットワークの推進	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している20事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。 また、2月には要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A	
	障がい福祉課		長寿いきがい課等と協力して研修会を行うなど、見守り活動の支援の協力を得ました。	引き続き、長寿いきがい課等と協力し、取り組みを継続します。	A	
	産業振興課		関係機関との情報交換会へ参加しました。また消費生活相談員による研修会を開催し、消費者被害啓発を行いました。	引き続き、関係機関との情報交換等で連携を行います。	A	
⑪地域ケア会議の開催	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	「ケアマネジメント支援型」を月1回、「圏域型」を年22回実施しました。	「ケアマネジメント支援型」は今後も同様に実施します。 また、「圏域型」については、地区を増やして実施できるよう設立を支援してまいります。	A	
⑫生活支援体制に係る協議体の設置	長寿いきがい課	介護予防・生活支援体制整備に向けて、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	第1層協議体を1か所、第2層協議体を5か所設置し、第1層協議体は年7回、第2層協議体は合計9回、地域課題について話し合いを行いました。 構成メンバーは民生委員や自治会役員、サロン代表等、地域で実際に活動している方々です。	第1層協議体、第2層協議体共に引き続き活発な協議を進めます。 また、地域課題の把握を図るため、第2層協議体の増加（設置）を支援してまいります。	A	
⑬要保護児童対策地域協議会の設置・開催	子育て応援課	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、会議を開催します。	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会の構成機関等による代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層で構成されたそれぞれの会議を開催し、各機関等連携の下、情報の交換と共有を図り、要保護児童等に対して適切な対策を実施しました。	要保護児童対策地域協議会などを通じて、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図ります。	A	
⑭障がい者地域総合支援協議会の設置・開催	障がい福祉課	保健、医療、福祉、企業等の関係機関が相互に連携し、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議するため、「障がい者地域総合支援協議会」を設置し、会議を開催します。	日高市障がい者地域総合支援協議会を2回(7月23日、3月19日)開催し、地域における障がい者等への支援について協議しました。 また、1市3町(日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町)で共同設置している入間西障がい者地域総合支援協議会を、2回(10月8日、2月21日)開催しました。	今後も、2つの協議会を開催し、協議を継続していきます。	A	
⑮自殺対策推進連絡会の設置・開催	保健相談センター	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、自殺対策の総合的な推進及び自殺予防を図るため、「自殺対策推進連絡会」を設置し、会議を開催します。	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関を委員とした日高市自殺対策推進連絡会の設置や庁内の連携をさらに強化するため、日高市自殺対策庁内連絡会を設置しました。	関係機関等との会議を開催し、自殺に関する情報共有等を行うことで、連携の強化を図り、自殺対策を総合的に推進します。	B	
⑯ボランティアセンターの支援	総務課	社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティア団体及びボランティア活動に対して行う情報化支援、相談支援、財政支援等の各種事業を支援します。	ボランティアセンターの機能強化・充実を図るため補助金を交付しました。	引き続き、同様の取組の実施に努めます。	A	
社会福祉協議会の取組	①社会福祉協議会の運営体制の強化	社会福祉協議会	理事会、評議員会、委員会等を開催し、事業及び経営の基盤の強化を図るとともに、法人情報について社会福祉協議会のホームページ等で公表し、透明性を確保します。	各種会議を開催し、法人運営基盤の強化を図り、取組や活動についてはホームページや広報等の媒体を用いて公開しました。	公開内容や時期については方法を精査し、迅速に対応できるようにする必要があります。	A
	②社会福祉協議会の財源確保の強化	社会福祉協議会	福祉委員、ボランティア団体、事業所等の協力による社会福祉協議会会員加入促進及び共同募金運動の展開、不要入れ歯・アクセサリーの回収、寄附付き自動販売機の設置等による財源確保を行います。また、設置している基金の運営方法を見直し、法人運営や地域福祉事業への活用と効果的な運用を進めます。	地域住民や関係者等の協力をいただき、会員会費や共同募金の拡大に向けた取組を進め、地域福祉を進めるための財源確保に努めました。	会員会費や共同募金だけでなく、自販機の設置など、財源確保のための取組方法を増やし、強化することが必要です。	A
	③福祉委員の設置及び会議の開催	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員として委嘱し、福祉委員会議を開催し、地域福祉活動への理解と協力を求めました。	地域福祉活動や社協活動の周知、PRを強化し、活動への理解と協力をお願いします。	A
	④社会福祉協議会の相談体制の充実	社会福祉協議会	社会福祉協議会で実施している各種相談事業の運営体制の統合化を図り、個別課題への切れ目のない対応を進めるとともに、課題対応の実績を積み重ねることで、専門性の向上を図ります。また、生活の困りごとの相談に応じて必要な支援につなぐ「出前相談」、法律問題を抱える人に対して弁護士が相談に応じる「無料法律相談」を実施し、相談体制の充実を図ります。	相談事業の運営体制の統合化については課題もあり、実現していません。 生活に困難を抱えている人に対する「出前相談」や「無料法律相談」を実施しました。	社会福祉協議会では、相談系事業を統括するセクションとして「相談支援係」を新設し、各種事業をまとめ、運営管理する環境を整えました。 ただし、各種相談事業の運営体制の統合化については、事業ごとに財源が異なるなどの前提状況を整理する必要があり、行政との協議が必要となります。	C

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑤高麗川地域包括支援センターの充実	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実を図ります。	高麗川地域包括支援センターを受託運営し、当該地域における高齢者支援の充実を図りました。	担当地域内の各種団体等との連携を強化し、高齢者支援にかかる相談支援、生活支援体制の強化を図ります。	A
⑥地域ケア会議（高麗川地域包括支援センター圏域）の開催	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域の地域ケア会議（圏域型）を開催し、地域における課題の把握、情報共有等を行います。	自治会や行政区単位で高齢者の実態把握及び地域課題の共有のための会議を定期的に開催しました。（一部地域）	実施していない地域での開催について、地元との調整により適宜開催できるよう対応を進めます。	A
⑦生活支援体制に係る協議体の設置	社会福祉協議会	市から業務の委託を受け、市全域（第1層）及び日常生活圏域（高麗川地域包括支援センター圏域）（第2層）協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	市から業務を受託し、各圏域における情報共有、各種との連携・協働を進めました。	1層、2層各層それぞれの目標や役割を確認しながら、多様な参加と協力を得て各種取組を提案、推進していきます。	A
⑧障がい者相談支援センターの充実	社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）	市から業務の委託を受け、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため「障がい者相談支援センター」を設置し、様々な相談に応じ、情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助等の充実を図ります。	市から業務を受託し、障がいのある人に対する相談援助等の対応を行いました。	増加する相談に対応できるよう体制整備を図る必要があります。	A
⑨自立相談支援センターの充実	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援の充実を図ります。	市から業務を受託し、主に生活に困窮している人からの相談を受け、自立に向けた支援計画の立案等の支援を行いました。	増加する相談に対応できるよう体制整備を図る必要があります。様々な相談機関との連携を図るための具体的な協議、検討を進めます。	A
⑩ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	社会福祉協議会の自主事業として「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーター（兼務）を配置し、ボランティア活動の推進を図りました。	ボランティア活動のすそ野が広がる中、市民活動支援の要素を取り入れた「ボランティア・市民活動支援センター」についての検討を進めます。	B

3. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、相談支援包括化推進員、相談員等の配置及び資質向上

市の取組	①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置支援	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターと共同で推進していくための話し合いを行いました。	コミュニティソーシャルワーカーの円滑な活動及び相談支援体制包括化推進員の配置に向け、社会福祉協議会と連携を強化します。	C
	②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	長寿いきがい課	地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に2名、第2層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ、計3名を配置し、高齢者のニーズ把握や社会資源の掘り起こし等を進めました。また、毎月、生活支援コーディネーターの打ち合わせを行う等して、情報共有化及び連携の強化を図りました。	引き続き、各地域課題や高齢者ニーズの把握等を進め、高齢者が住みなれた場所で暮らし続けられるよう支援してまいります。	A
	③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上	長寿いきがい課	認知症の方やその家族からの相談に応じ、「認知症医療疾患センター」等の関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、認知症に対する普及啓発を行うため、「地域包括支援センター」に認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる体制を整備しました。また、認知症高齢者の個別支援を行った他、認知症サポーター養成講座を開催する等して、認知症に関する知識の普及啓発を図りました。	認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるよう、引き続き認知症に関する知識の普及啓発等に取り組んでまいります。	A
	④相談に応じる専門員の設置及び資質向上	子育て応援課	家庭児童相談室に家庭児童相談員、ひとり親家庭の相談に母子・父子自立支援員、地域子育て支援拠点等に子ども・子育て利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、子ども・子育て利用者支援専門員がそれぞれ専門性を高めるため、専門的な研修に参加するなど、資質向上に努めました。	それぞれの専門員が研修に参加するなどし、引き続き、資質向上に努めます。	A
		保健相談センター	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	保健相談センターに母子保健利用者支援専門員を1名配置しています。妊娠届出時に妊婦と面接を行うことで、妊娠初期から必要な情報を提供し、妊娠期から出産・子育て期まで継続した相談支援を実施しました。	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	A
		生活福祉課	生活保護世帯に対する就労支援等を行うため、福祉事務所に住宅確保・就労支援員を配置し、資質を向上します。	被保護者就労支援事業における、就労支援員を設置。ハローワークとも連携し、一人ひとりの状況に合わせた相談事業を展開しました。令和元年度は延べ23人に実施し計11人が就労しました。	引き続き、就労支援員を設置し、生活保護世帯に対する就労支援等を行い、被保護世帯の自立に向けた支援に取り組めます。	A
	⑤福祉専門職の配置及び資質向上	生活福祉課	福祉事務所における相談援助等の業務の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得、必要な研修への参加等を行います。	2名の福祉事務所職員が社会福祉主事の資格を取得しました。	社会福祉主事の資格取得について支援するとともに必要な研修等へ積極的に参加します。	A
社会福祉協議会	①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上	社会福祉協議会	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を3名配置し、地域福祉活動の支援を進めました。相談支援包括化推進員の配置には至りませんでした。	相談支援体制の包括化を進めるため、相談支援体制包括化推進員の配置を検討しています。各分野における専門職種のほか、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどの地域専門職との連携、協働を具体的に進めていきます。	C

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
市の取組	②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	社会福祉協議会	市から業務の委託を受け、地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び高麗川地域包括支援センター圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	市から事業を受託し、各層に生活支援コーディネーターを配置し、各種取組を推進するとともに、資質の向上を図りました。	県域や地域ブロックを単位とした職種単位の研修のほか、地域における各種相談、生活支援などの日常の業務を通じた資質の向上を図ります。	A
	③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上（高麗川地域包括支援センター圏域）	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域を管轄する認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	市から事業を受託し、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の問題に対するアプローチを図るとともに、資質の向上を図りました。	認知症に関する啓発を進め、本人や家族が安心して生活できるようなサポート体制の構築を進めます。	A
	④相談等に応じる専門員の設置及び資質向上	社会福祉協議会	社会福祉士、看護師、ケアマネージャー、ボランティアコーディネーター等の相談に応じる専門職を配置し、資質を向上します。	各職種を配置し、それぞれが求められる専門性の向上を図るため、研修の受講を促進しました。	職種や職位を単位とした研修を企画、実施し、職場内で体系的に専門職を育成する素地を整えます。	A
	⑤福祉専門職の配置及び資質向上	社会福祉協議会	社会福祉士等の福祉専門職を計画的に配置するとともに、県社会福祉協議会主催による研修への参加、社会福祉士等の業務に必要な資格取得に係る一部助成及び職場内研修を通じ、職員の資質を向上します。	業務に必要な国家資格等の資格取得を奨励しました。職種ごとの職場内研修等の機会設定には至りませんでした。	資格取得費用の助成については、財源確保が困難であり取扱いを休止しています。業務内容や経験に応じた階層別研修などの機会設定を進めます。	C
4. 虐待等の防止の強化及び権利擁護事業の充実						
市の取組	①高齢者虐待防止の強化	長寿いきがい課	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「地域包括支援センター」による相談窓口の設置をするなど、高齢者虐待防止に向けた対応を強化します。	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みとして、埼玉県が実施する「高齢者虐待対応専門員研修」に参加したほか、あんしんねっとにおける関係機関との連携強化、地域包括支援センターでの適切な相談対応及び市による速やかな措置（保護）を実施する等して、高齢者虐待に適切な対応を実施しました。	引き続き関係機関との連携を図る等して、虐待と思われる情報の速やかな収集に努めます。また、虐待情報を把握した際には、必要な措置を適切に講じる等して、高齢者の安全確保を図ります。	A
	②DV（ドメスティックバイオレンス）・児童虐待防止の強化	子育て応援課	DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成等を行います。	幼稚園や保育所（園）、小中学校などと連携し、児童虐待の未然防止を図りました。また、広報や窓口でチラシを配布するなど児童虐待防止に関する啓発に努めました。	引き続き、児童虐待の未然防止のため、関係機関との連携を強化するとともに、児童虐待防止のための啓発に努めます。	A
	③障がい者虐待防止の強化	障がい福祉課	障がい者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「障がい者虐待防止センター」の設置をするなど、障がい者虐待防止に向けた対応を強化します。	障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関とのネットワーク強化、各種研修参加、見守り支援等を実施しました。障がい者虐待による通報は0件でした。	引き続き、障がい者虐待防止センターを設置し、虐待防止に努めます。	A
	④地域包括支援センターによる権利擁護の支援	長寿いきがい課	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を擁護するため、「地域包括支援センター」による必要な支援を行います。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応や認知症相談を実施したほか、成年後見制度の紹介やその利用を支援しました。	今後も地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応を実施するほか、認知症相談や成年後見制度の紹介等に努めます。	A
	⑤成年後見制度の市長申立ての実施	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	成年後見制度の市長申立2件を行ったほか、成年後見人へ支払う報酬の助成（1人）を行う等して、高齢者の権利擁護を図ることができました。	今後も、認知症等により判断能力が不十分である等、成年後見の申立が困難な高齢者について、随時、成年後見制度の申立を行ってまいります。また、成年後見人への報酬を支払う資力が無い方でも制度を利用することができるよう、報酬の助成についても継続してまいります。判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、今後も引き続き取り組みます。	A
		障がい福祉課		判断能力が不十分な人に、成年後見制度の市長申立てを行いました（1件）。		A
⑥市民後見人の養成・支援	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。	社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。	社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。	D	
	障がい福祉課		社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。		社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。	D
社会福祉協議会の取組	①高麗川地域包括支援センターによる権利擁護の支援	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における成年後見制度の活用支援等の充実を図ります。	市からの事業受託の範囲において、成年後見制度の活用支援に関する対応を進めました。	個別の相談への対応を通じて、近隣における専門職種との連携、協働の体制整備を図ります。	A
	②社会福祉協議会による法人後見の実施	社会福祉協議会	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理や契約手続の代行、身上監護等を行います。	社会福祉協議会の果たす役割を検討するため、当事者団体や専門職、行政、社協で構成する「成年後見に関する在り方検討会議」の開催準備を進めました。	検討会議については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を延期しました。検討会議を開催し、法人後見や市民後見人に関する取組についての関係各所との協議調整を進めます。	D

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
③市民後見人の養成・支援	社会福祉協議会	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、市と連携し、養成及び支援を行います。	社会福祉協議会の果たす役割を検討するため、当事者団体や専門職、行政、社協で構成する「成年後見に関する在り方検討会議」の開催準備を進めました。	検討会議については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を延期しました。 検討会議を開催し、法人後見や市民後見人に関する取組についての関係各所との協議調整を進めます。	D	
2. 地域づくり						
1. 地域福祉の場・拠点づくりの推進						
市の取組	①総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理	生活福祉課	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、指定管理者による管理・運営を行い、利用促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。	総合福祉センターは、平成20年度から現在まで指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っています。指定に当たっては、指定管理者候補者選定委員会に諮り、市議会の議決を得て、協定書及び年度協定書を締結しています。 現在の指定管理者は、社会福祉法人日高市社会福祉協議会で、期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。	引き続き、指定管理者による管理運営を行います。	A
	②地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援	都市計画課	サロン活動、地域福祉活動等の地域の人の居場所として、空き家等を活用したい団体に対して、有効活用が可能な空き家等の情報を提供します。	空家の有効活用のため、日高市空き家・空き地バンクを運営し、登録物件の情報を発信しました。	空き家を有効活用してもらうため、未登録の空き家所有者に対してバンクへの登録を促します。	A
社会福祉協議会の取組	①総合福祉センター「高麗の郷」の管理及び運営	社会福祉協議会（指定管理者）	市から管理の指定を受け、高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、管理・運営を行い、利用促進を図ります。	市から管理の指定を受け、地域福祉推進の観点から管理・運営を行いました。（年間延べ利用人員：122,167人）	地域福祉推進の拠点として、利用者の拡大を図ります。	A
	②地域サロン活動等の居場所づくり支援	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金等を原資として、身近な地域での居場所づくりを進めるため、サロン活動やコミュニティ食堂等の立ち上げ支援及び運営支援を行います。	地域における居場所づくりを進めるため、公会堂や自治会館、公共施設、空き店舗、自宅開放など、様々な形態で取り組まれるサロン活動やコミュニティ食堂の運営支援を行いました。（登録サロン数：25カ所）	コロナ禍における地域の居場所について検討を進め、内容によっては新しい提案を行いつつ、地域におけるコミュニケーション機会の確保を進める必要があります。	A
	③福祉のまちづくり活動への支援	社会福祉協議会	区や自治会で取り組む敬老会、サロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながり活動を支援します。	福祉のまちづくり活動への助成として、社協会員会費を原資として住民相互の親睦・交流を図る行事等に助成金を交付しました。（助成件数：71件、助成事業のべ参加人数10,691人）	今後、学校区を範囲とした地域福祉推進組織の設置を進める中、福祉のまちづくり活動への助成金や共同募金の配分事業などの見直しを図り、地域の実情に合った福祉活動の財源の確保に向けた取組を進めます。	A
2. 地域での支え合い・見守り体制等の拡充						
市の取組	①地域支え合い事業の推進	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を実施しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに定例会において事例検討や研修会を支援しました。	民生委員・児童委員の活動費を助成し、研修等を支援していきます。	A
	③認知症等の地域見守り体制の強化	長寿いきがい課	認知症等による行方不明の際の早期発見のための見守りシールを作成・配布するとともに、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、徘徊声かけ訓練を実施することにより、地域の人たちが見守ることができる体制を強化します。	行方不明となった認知症高齢者の早期発見に効果がある「見守りシール」を配布(1名)しました。 また、認知症サポーターの養成講座を23回開催し、529名の認知症サポーターを養成しました。	引き続き、見守りシールの周知及び配布を行い、行方不明となった認知症高齢者の早期発見に努めます。 また、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して寄り添える人材を養成し、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	B
	④地域ケア会議の開催【再掲】	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	「ケアマネジメント支援型」を月1回、「圏域型」を年22回実施しました。	「ケアマネジメント支援型」は今後も同様に実施します。 また、「圏域型」は開催地区が増加するよう、各地域で設立を支援してまいります。	A
	⑤要援護高齢者等支援ネットワークの推進【再掲】	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している20事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、登録事業所数を増加させることができました。 また、2月には要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
	障がい福祉課		長寿いきがい課等と協力して研修会を行うなど、見守り活動の支援の協力を得ました。	引き続き、長寿いきがい課等と協力し、取り組みを継続します。	A	
	産業振興課		関係機関との情報交換会へ参加しました。また消費生活相談員による研修会を開催し、消費者被害啓発を行いました。	引き続き、関係機関との情報交換等で連携を行います。	A	

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑥シルバー人材センターへの支援	長寿いきがい課	自らの生きがいの充実及び社会参加を希望する高齢者の就業機会の確保、高齢者の長年培われた知識や経験、技術等の労働能力を生かした高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付します。	高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付しました。	今後も運営費等に係る補助金を交付します。	A
⑦老人クラブへの支援	長寿いきがい課	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	市内の単位老人クラブ29クラブ及び老人クラブ連合会に活動費の補助を行い、高齢者が自ら集い、地域の清掃奉仕や見守り、教養講座やスポーツなどの活動を通じて、社会参加や生きがいづくり、さらには健康づくりを推進しました。	今後も老人クラブに対して活動費の補助を行うほか、老人クラブ向けの教養講座等の提供等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	A
⑧シニアの交流会の開催	長寿いきがい課	独居の高齢者や引きこもりがちな高齢者が、地域での仲間やパートナーを作るきっかけとして、「シニアいきいき交流会」を開催し、交流の促進を図ります。	実施していません。	高齢者が集い、交流できる場を他の事業において対応してまいります。	D
⑨認知症カフェの開催	長寿いきがい課	認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを「地域包括支援センター」等と連携し、実施します。	認知症カフェを市内6カ所に設置し開催しました。	今後も継続して認知症カフェを設置開催し、地域の状況に応じて新設も検討していきます。	A
⑩住民主体の介護予防事業の充実	長寿いきがい課	介護予防の一環として、地域において仲間を作り、住民自らが主体的に介護予防体操を行う「くりくり元気体操」の取組を推進するとともに、取組を支援するボランティアの育成を行います。	4グループの立ち上げを支援した他、既存28グループの活動継続に対する支援も実施しました。 また、グループの活動を支援するボランティアを養成する講座も開催し、サポーターを25名養成しました。	今後も立ち上げの支援、活動継続の支援及びボランティア育成を実施することにより、各地域における介護予防に関する自主的な取組を支援してまいります。	A
⑪健康づくりの推進	保健相談センター	健康づくりの推進のため、県と連携した歩数計を活用した「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」や健康ウォーキング事業等を実施するとともに、健康長寿サポーターの養成を行い、市民と行政との協働による事業実施を進めます。	「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」を実施し、意欲的にウォーキングに取り組める体制をつくりました。また、食生活改善推進員や運動普及推進員と連携し、市民と行政との協働による事業を行いました。	「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」と連携し、市民が意欲的にウォーキングに取り組める環境を整備します。また、引き続き、食生活改善推進員や運動普及推進員と連携し、市民と行政との協働による事業を進めます。	B
⑫学校見守り隊の活動支援	学校教育課	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、あいさつや歩行指導等の見守り活動を行う学校見守り隊を学校単位で結成し、活動を支援します。	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、学校・PTA・学校見守り隊の各代表者による情報交換会を実施し、活動を推進しました。 学校連絡メール配信等を活用し、防犯情報を伝えることで見守り隊の活動を支援しました。	今後も引き続き、取り組みます。	A
⑬高齢者学習支援の開催	生涯学習課	各公民館を核として、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座等を開催します。	各公民館で、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座を10事業・47回・962名、延べ2056名の参加がありました。	10事業・50回・1119名、延べ3000名の参加を見込み、開催していきます。	A
⑭子育て出前講座による支援	子育て応援課	子育てサークル等を対象に保育士、栄養士、保健師の専門的知識を生かし、親子の関わりや遊び等を伝える生涯学習出前講座を行います。	保育担当の栄養士が、子育て中の保護者を対象に食育に関する講座を行い、食事の大切さについて講演しました。	子育て世帯の要望に沿った支援をできる限り丁寧に対応してまいります。	A
	保健相談センター		子育て出前講座の依頼は、ありませんでしたが、赤ちゃんひろばや子育て支援センター等からの依頼により、保健師、栄養士、助産師等が会場に出向き、育児に関する講座を行いました。	子育てサークル等を対象に保健師、栄養士等の専門的知識を生かし、親子の関わり等を伝える生涯学習出前講座等を行います。	B
⑮ファミリー・サポート・センターの充実	子育て応援課	有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営（ファミリー・サポート・センター）を実施するとともに、会員の確保及び事業内容の充実を行います。	仕事と育児を両立させるための環境整備及び地域住民の子育て支援を図ることを目的として、日高市社会福祉協議会に事業を委託しました。小学生以下の子どもがいる家庭で育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）を会員として組織化し、相互援助活動により子育て支援を促進することができました。	社会福祉協議会と連携し、仕事と育児が両立できるよう利用会員と協力会員の相互援助活動による子育て環境の充実に努めています。	A
⑯子育てひろばの充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、子育てひろばを公民館等に開設し、ひろばの周知など利用の促進を図ります。	公民館と武蔵台小学校（地域交流広場）で子育てひろばを開催し、乳幼児及びその保護者の交流促進に取り組みました。	保護者の子育てで不安の軽減及び保護者同士の繋がりを促進するため、子育てひろばの運営を維持します。	A
⑰子育て応援隊の充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、公民館等で開設している子育てひろばの運営等、地域の子育てを応援するボランティアである「ひだか子育て応援隊」を支援し、充実を図ります。	公民館と武蔵台小学校（地域交流広場）で5ひろばを運営し、乳幼児及びその保護者並びに妊婦が相互に交流できる場所を提供しました。 また、ひだか子育て応援隊と新規ひろば開設（高萩公民館 赤ちゃんひろば）に向けた協議を行いました。	高萩公民館を加えた6ひろばを運営する「ひだか子育て応援隊」の活動を支援し、ひろば運営を維持していきます。	A
⑱仲間づくりカフェの開催	子育て応援課	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設で市が認証した店舗（認証ママカフェ）と連携し、子育て世代が気軽に集える仲間づくりカフェを開催します。	子育て世代が気軽に集える場所として、なかまづくりママカフェを開催しました。	子育て世代の相互交流の場を広げていきます。	B
⑲仲間づくりの情報発信	子育て応援課	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	市ホームページや公共施設への掲示などを活用し、子育て情報の発信に取り組みました。	引き続き充実した子育て情報の発信に取り組みます。	B
	保健相談センター		地域子育て支援拠点や親子教室等については、新生児・乳児訪問の際に紹介しました。 また、保健相談センター内には、地域子育て支援拠点について掲示しています。	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
㉔パパ・ママ教室の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	妊娠中のかたが、心身ともに安定した状態で妊娠期を過ごすために、夫婦で参加できるパパ・ママ教室を年4コース(1コース3日間)実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や仲間づくりの場を提供することができました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	A	
㉕育児学級の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級(すくすく教室)を開催します。	子育ての仲間づくりの場となるよう、生後2～3か月の第1子の親子を対象とした「すくすく教室」を年6回開催しました。また、0歳児の親子を対象とした「赤ちゃんサロン」を年12回開催しました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級(すくすく教室・赤ちゃんサロン等)を開催します。	A	
㉖子育て講座等の開催	生涯学習課	各公民館を核として、地域の特色を生かした子育て教育の講座等を展開し、親子に必要な情報を発信します。	小中学校への入学を控えた保護者を対象に、就学時健康診断(小学校)、入学説明会(中学校)の機会に、講師を招いての「子育て講座」を各学校で開催しました。 小学校では、親としての心構えや子どもとの接し方について学び、子どもが小学校へ入学することへの不安解消を図りました。(参加者412人) 中学校では、思春期を迎える子どもへのかかわり方や保護者が果たすべき役割について理解を深めました。(参加者476人)	家庭の教育力向上を図るため、小中学生の保護者を対象に子育て講座を開催していきます。	A	
㉗当事者支援型サロン活動の促進	障がい福祉課	当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者(ボランティア)を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	現在、市内の当事者支援型サロン活動における直接的な把握はしておりません。 なお、当事者のふれあい促進の場として、「彩の国ふれあいピック」への当事者の参加及び障がい福祉課職員が出席しました。	今後も当事者支援型サロン活動に必要な取り組み等が求められた際は、可能な範囲で支援等を行います。	A	
㉘地域と施設の交流活動事業の促進	障がい福祉課	障がいのある人に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	日高市社会福祉協議会が実施する「福祉スポーツ大会」や「あいあいまつり」へ障がい福祉課職員が参加しました。また、手話講習会や地域の出前講座の講師として参加しました。	今後も地域と施設の交流活動事業の促進に協力していきます。	B	
社会福祉協議会の取組	①地域支え合い事業の推進	社会福祉協議会	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店(地域商品券の利用)の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	市内4か所の地域おたすけ隊の運営支援を図り、支援件数3,065件、利用時間数4,109.5時間の生活支援を実施しました。	未実施地域への範囲拡大の呼びかけを進めていきます。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	民生委員児童委員協議会に対し助成金を交付し、同会が取り組む見守り活動を支援しました。	地域支え合いの取組の進捗を踏まえ、民生委員児童委員協議会との連携による見守りや調査連絡活動について検討を行い、地域の課題や取組の現状にマッチした助成事業を実施します。	A
	③歳末たすけあいによる見守り支援	社会福祉協議会	地域での声かけや見守りのきっかけづくりとして、歳末たすけあい募金を原資におせち料理の宅配等を行います。	歳末たすけあいにおける見守り支援活動の一環として、民生委員児童委員協議会と協力し①おせちセットの宅配(98件)、②年末おそうじおたすけ隊(32件)を実施しました。	地域の課題や取組の現状にマッチした支援事業の提案を検討します。	A
	④福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員として委嘱し、福祉委員会議を開催し、地域福祉活動への理解と協力を求めました。	地域福祉活動や社協活動の周知、PRを強化し、活動への理解と協力をお願いします。	A
	⑤地域福祉推進組織の設置【再掲】	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	市から「日高市地域支え合い体制整備運営事業」を受託し、市内2学校区域(武蔵台学校区、高根学校区)をモデル地域として選定し、支え合いに関するアンケート調査の実施や地域支え合い拠点の整備などに取り組みました。	市内2学校区域のモデル地区において、地域福祉推進組織の立ち上げを進めます。	B
	⑥ボランティア団体及びボランティア活動の充実	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	シニアの社会参加促進・ボランティア活動支援事業(市受託事業、埼玉県補助事業)により、①日高ボランティアネットの運営、②ボランティアサポーターの配置、③ボランティア・市民活動講演会(おとなフェスタひだか2019.VOL2)を開催しました。 あわせて、市補助によるボランティア団体への活動助成金の交付を実施しました。	市受託期間終了後においても、取組内容の充実を図ります。	A
	⑦認知症等の地域見守り体制の強化(高麗川地域包括支援センター圏域)	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、認知症に対する普及啓発等を行うことにより、同センター圏域における認知症等の地域見守り体制を強化します。	認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座を地域や小中学校等において開催し、普及啓発を図りました。	地域住民や関係者への浸透を図ることにより、認知症の当事者やその家族が安心して暮らせる関係性を強化します。	A
	⑧認知症カフェの開催(高麗川地域包括支援センター圏域)	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における認知症の方を介護している家族への支援のため、認知症の方とその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを実施します。	オレンジカフェ(認知症カフェ)を圏域内3会場で32回実施、延べ786人が参加し、8件の相談支援につなげました。	参加者や協力者と話し合い、より参加しやすい雰囲気のあるオレンジカフェをめざします。	A
	⑨ファミリー・サポート・センターの充実	社会福祉協議会(ファミリー・サポート・センター)	市から業務の委託を受け、有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営(ファミリー・サポート・センター)を実施するとともに、講習会及び交流会の開催、ファミサポ通信の発行等を行います。	市からの事業受託によりファミリーサポートセンターを運営しました。 会員数236人(内訳:利用会員159人、協力会員70人、両方会員7人)で、前年より11人増加しました。	会員数が増加しても、具体的な活動につながらない点が課題としてあります。活動につながりやすくするため、マッチング等を工夫するなど対応を検討します。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑩当事者支援型サロン活動の促進	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	発達障がいや精神障がいの当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	当事者支援型のサロン活動の登録を進め、登録のあったサロンに対して保険加入や活動における情報提供などの支援を行いました。	発達障がいや精神障がいに関する啓発を進めるための取組を、当事者を支援する人たちと話し合いながら実施できるよう検討を進めます。	A
⑪福祉スポーツ大会の開催	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、障がい者のスポーツを通じた健康増進、仲間づくり、交流機会の創出及び社会参加を促進するため、福祉スポーツ大会を開催します。	第39回福祉スポーツ大会を開催し、11団体319人の参加、20団体95人の協力をいただきました。	より主体的な取組が進められるよう大会運営体制の見直しを進めます。	A

3. 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実

市の取組	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置支援【再掲】	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターと共同で推進していくための話し合いを行いました。	コミュニティソーシャルワーカーの円滑な活動及び相談支援体制包括化推進員の配置に向け、社会福祉協議会と連携を強化します。	C
	②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに定例会において事例検討や研修会を支援しました。	民生委員・児童委員の活動費を助成し、研修等を支援していきます。	A
	③障がい者就労支援センター及び地域活動支援センターの充実	障がい福祉課	障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行う「障がい者就労支援センター」を設置するとともに、社会との交流促進のため地域での創作活動等を行う「地域活動支援センター」を設置し、センターの充実を図ります。	「日高市障がい者就労支援センター」をこまの郷内に設置し、障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行いました。 また、障がい者の社会との交流促進及び地域での創作活動等を行える場として、「地域活動支援センター」を市内2か所市外2か所に設置し、活動の支援を行いました。	引き続き、「障がい者就労支援センター」及び「地域活動支援センター」の活動を継続させ、取り組みを支援していきます。	A
	④再犯防止等の推進	生活福祉課	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯者の防止等を推進します。	国や県の動向を把握しました。	引き続き、国等の動向を注視していきます。	A
	⑤自殺対策の推進	保健相談センター	国の自殺総合対策大綱及び県の自殺対策計画等を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	平成31年3月に日高市自殺対策計画（2019年度～2023年度）を策定し、計画に基づき、自殺対策推進連絡会の設置や自殺対策を支える人材の育成、相談支援体制の整備、普及啓発等を行い、自殺対策の推進を図りました。	引き続き、自殺予防を図るため、計画に基づいた自殺対策を推進します。	A
社会福祉協議会の取組	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上【再掲】	社会福祉協議会	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を3名配置し、地域福祉活動の支援を進めました。 相談支援包括化推進員の配置には至りませんでした。	相談支援体制の包括化を進めるため、相談支援体制包括化推進員の配置を検討しています。 各分野における専門職種のほか、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどの地域専門職との連携、協働を具体的に進めていきます。	C
	②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	民生委員児童委員協議会に対し助成金を交付し、同会が取り組む見守り活動を支援しました。	地域支え合いの取組の進捗を踏まえ、民生委員児童委員協議会との連携による見守りや調査連絡活動について検討を行い、地域の課題や取組の現状にマッチした助成事業を実施します。	A
	③障がい者就労支援センターの充実	社会福祉協議会（障がい者就労支援センター）	市から業務の委託を受け、「障がい者就労支援センター」を設置し、職場開発、職業相談、就労のための必要な支援、離職時の支援等の継続的な就労支援を行います。	障がい者就労支援センター「えるむ」として、障がいのある人の就職や就労に至るまでの関係調整などの支援を行いました。（就労相談件数：901件、新規登録件数：25人、一般就労者数：33人）	障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めるための啓発活動に重点を置き取り組んでいきます。	A

4. 災害に備えた支援体制の構築

市の取組	①地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発	危機管理課	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、広報ひだかや市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。	自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、地域における防災知識の普及啓発を行いました。 実地訓練42回(30団体)、知識啓発5回、全地区参加による安否確認訓練を実施しました。 ※リーダー養成講座については、新型コロナウイルス感染拡大のため中止	令和元年に自主防災組織が全ての地区に設立されたため、訓練の内容等の精査も行いながら、活動が活性化できるよう引き続き活動支援を行います。また、各自主防災組織が自立した活動を行えるよう、リーダー養成講座を行います。	B
	②避難行動要支援者制度の充実	危機管理課	災害時に自力で避難が困難な高齢者、障がい者等の要支援者に対し、事前に同意書を提出してもらい、区長や民生委員等の避難支援者に平常時から同意を得た人の名簿情報を提供し、災害時の適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	災害時に自力で避難が困難な高齢者、障がい者等の要支援者に対し、事前に同意書を提出してもらい、区長や民生委員等の避難支援者に平常時から同意を得た人の名簿情報を提供し、災害時の適切な避難誘導につなげられました。 避難行動要支援者名簿登録者数 861人	高齢化が進む中、対象者が増加とすると一方で支援者は減少傾向となっています。その様な中、災害時の適切な避難誘導の啓発が必要となります。 また、対象となる高齢者等には、制度の内容の周知を図り同意書の提出を広報紙を通じ啓発を行います。	B
	③福祉避難所の設置及び充実	危機管理課	高齢者や障がい者等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するため指定するとともに、市と指定施設による課題解決に向けた福祉避難所開設訓練を実施します。	高齢者や障がい者等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するため指定しました。 福祉避難所として指定している大半は民間施設となっており、通常時から入所者がいるため、開設訓練を実施することは難しいため、各施設の担当者と意見交換会を実施しました。	開設訓練の実施に向けた検討をするとともに、引き続き、各施設の担当者と意見交換会を実施していきます。	B

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
④災害支援の実施	生活福祉課	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部との「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」により、被災時における住宅支援を行います。	「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」による協力店を把握し、住宅火災等の発生時に備えました。	住宅火災等の被災者に対し速やかに情報提供できるよう努めます。	A
社会福祉協議会の取組 ①災害ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	日高特別支援学校などと連携し、災害ボランティアセンターに関する周知、啓発活動を進めました。 埼玉県社会福祉協議会からの要請を受け、台風15号により被災した地域の災害ボランティアセンター運営支援のため、職員を派遣しました。（派遣先：千葉県君津市災害ボランティアセンター）	現状に即した対応を進めるため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しが必要です。 併せて、災害時における避難所運営など、社会福祉協議会に求められる役割を整理し、事前に分担を明確にするなどの対応が必要です。	B

3. 担い手づくり

1. 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

市の取組 ①地域福祉意識の普及啓発促進	生活福祉課	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、生涯学習出前講座の実施や地域福祉計画の内容・理念について、市のホームページ等でPRします。	生涯学習出前講座に「地域福祉の推進に向けて」というテーマでメニューを登録し、講座を2回開催しました。 社会福祉協議会福祉委員へ地域福祉計画について説明しました。 市ホームページに第3次地域福祉計画を掲載しました。	地域福祉に係るテーマで生涯学習出前講座に登録し講座を開催していきます。	A
②地域福祉活動の情報発信の強化	生活福祉課	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動等の取組内容を広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	地域福祉活動を行っている団体等の情報収集に努めました。	地域福祉活動等の取組内容をPRしていきます。	B
③福祉学習の推進	学校教育課	福祉に対する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けること等を目的に、小・中学校における教育の充実を図るとともに、中学生のボランティア活動の機会の増加を図ります。	特別支援学校等と連携し、小中学校で車いす、アイマスク体験を行いました。 保育所や幼稚園、介護施設の協力を得て、中学生における職業体験を行いました。	今後も引き続き、取り組みます。	A
社会福祉協議会の取組 ①地域福祉意識の普及啓発促進	社会福祉協議会	共同募金を原資として、社会福祉貢献者への表彰、福祉関係者の相互連携、仲間づくりや交流及び地域福祉活動・ボランティア活動の普及促進を図るため、社会福祉大会、地域福祉フォーラム及びあいあいまつりを開催します。	第33回日高市社会福祉大会を開催し、3団体17人を表彰しました。 第6回地域福祉フォーラムを開催準備を進めました。 第15回あいあいまつりを開催し、約700人の参加がありました。	年度末の事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。 取組内容の充実を図ります。	A
②地域福祉活動の情報発信の強化	社会福祉協議会	共同募金を原資として、社協だより「ひだまり」の発行及び社会福祉協議会のホームページの運営を行い、地域福祉活動の情報発信を行います。	社協だより「ひだまり」を年3回発行しました。 特集にテーマ性を持たせ、職員が地域の取組を実際に取材して記事にしました。 ホームページを運営し、適宜更新を行いました。	地域福祉への関心を高めるためには、広報活動の充実強化が重要です。 「伝える」だけでなく「伝わる」情報発信を心がけた、受け手の立場に立った広報活動に取り組みます。	A
③レクリエーション・視聴覚教材の貸出し	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	地域での交流や福祉学習をより効果的なものとするため、レクリエーション・視聴覚教材を充足するとともに、学校や団体等へ貸出しを行います。	地域交流の促進や、健康増進などを目的として、フライングディスクなどのレクリエーション用具を、また、地域における福祉学習補助機材として、ビデオプロジェクトや音響装置などの貸出しを行いました。（年間150件）	地域の取組を効果的に進めるための資機材については、地域におけるニーズなどを聞き取りながら、メニューを拡大するなどの充実を図ります。	A
④福祉教育・ボランティア学習への支援	社会福祉協議会	福祉に関する理解と関心を高めるため市内の学校等で取り組まれている福祉をテーマとした学習について、プログラムの実施に向けた連絡調整、当事者やボランティア、職員等の学習支援者派遣による取組支援等を行います。	市内の小中学校をはじめ、教育機関において福祉教育プログラム実施の支援を行いました。（プログラム支援者のべ人数：57人、プログラム参加児童・生徒のべ人数：882人、プログラムに要した時間：1,275分）	身体障がいだけでなく、精神障がいや発達障がい、及び認知症などの理解を深めるプログラムの開発を支援します。	A
⑤ひだか小中学生作文コンクールの開催	社会福祉協議会	家族や友人、地域との関わりについて考え、福祉に関する理解を広げてもらうため、「ひだか小中学生作文コンクール」を開催し、表彰するとともに、県社会福祉協議会主催の作文コンクールへの推薦を行います。	ひだか小中学生作文コンクールには、36点の応募があり、選考により優秀作品とされた3点について、日高市社会福祉大会にて表彰しました。 応募作品については、県社会福祉協議会主催の作文コンクールにも同時に推薦し、推薦した作品の中から受賞作品がありました。	今後も社会福祉の啓発を進めるため取り組みます。	A
⑥彩の国ボランティア体験プログラム・高校生ワークキャンプの実施	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、彩の国ボランティア体験プログラムを実施します。また、高校生を対象として、人と人とのつながりの大切さやボランティア意識を高めることを目的として、宿泊を伴うプログラム（高校生ワークキャンプ）を実施します。	彩の国ボランティア体験プログラムを実施しました。（実施メニュー：32メニュー、参加実人員：126人） 高校生ワークキャンプについては、宿泊を伴う事業については見直しを行い、市内高齢者施設におけるプログラム企画開発に関わる内容で実施しました。（参加：市内高校生2人）	ボランティア活動のきっかけづくりとして、様々なプログラムを提供します。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 地域福祉を担う住民・団体の育成の拡充						
市の取組	①地域福祉活動の促進	生活福祉課	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	社会福祉協議会が開催した「地域福祉フォーラム」を後援し連携を図りました。社会福祉協議会が地域福祉活動の手引として作成した地域おたすけ隊の取組を周知する資料への財政的支援を行いました。	活動を広く周知できるよう市のホームページ等で発信していきます。	C
	②自治会等の活動への支援	総務課	自治会活動の活性化と地域コミュニティの促進を支援するため、区運営交付金等の交付、自治会運営マニュアルの作成、区長研修の実施、公会堂等の施設整備に対する補助、区加入率増加のための支援、コミュニティ活動を行う団体への支援等を行います。	自治会活動の活性化を支援するため、次の事業を実施しました。 ・区運営交付金、区長謝金及び日高市区長会補助金の交付 ・自治会運営マニュアルの更新及び配付 ・視察研修の実施(日高市区長会) ・公会堂等の施設整備に対する補助金の交付 また、地域コミュニティ活動を推進するため、日高市コミュニティ協議会に対して補助金を交付したほか、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業による助成金を交付しました。	引き続き、同様の取組の実施に努めます。	A
	③ボランティア団体・NPO法人等への支援	総務課	ボランティア・市民活動の活性化を図るため、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と連携し、ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、埼玉県西部地域振興センターと連携し、NPO法人立ち上げ相談等の支援を行います。	社会福祉協議会と共催で地域デビューを進めるためのイベントを開催し、ボランティア・市民活動の活性化を図りました。	引き続き、同様の取組の実施に努めます。	A
	④地域における人づくりの支援	生涯学習課	習得した知識・技能を地域に還元し、まちづくりの一助とするため、「生涯学習まちづくり出前講座」を行うとともに、まちづくりの根幹をなす人づくりを推進するため、まちづくりコーディネーターの養成・支援を行います。また、各公民館を核として、地域の特色を生かしたまちづくりを展開するために、人づくりの養成・支援を行います。	「生涯学習まちづくり出前講座」を実施し、市民編10講座・参加者269名、行政編29講座・参加者1240名が受講しました。また、各公民館を核として、地域の特色を生かしたまちづくりを展開するために、人づくりの養成・支援を行うため、各ステージに合わせた講師や、参加者を募り、「月例・日和田山登り」、「減災セミナー」等を開催しました。	学習コミュニティの形成と活力あるまちづくりのため、市民のニーズにあった魅力ある講座を提供していきます。	A
社会福祉協議会の取組	①地域福祉活動の促進	社会福祉協議会	市と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報紙や社会福祉協議会のホームページ等でPRします。	地域福祉フォーラムを開催し、地域福祉に関する課題の共有を図りました。地域福祉活動の手引の第1弾として、地域おたすけ隊の取組を周知する資料を作成し、各所で配付するなどしてPRの強化を図りました。	広報紙をはじめ、SNSなど多様な媒体を用いて地域福祉活動のPRを強化します。	A
	②地域福祉活動、福祉事業等への後援	社会福祉協議会	地域福祉活動、福祉事業等に対して社会福祉協議会が後援等を行い、地域福祉活動の普及啓発を図ります。	日高市手づくり風揚げ大会など、市の内外で開催された21のイベントに後援を行い、地域福祉の啓発の一助としました。	内容の充実発展に努めます。	A
	③福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員として委嘱し、福祉委員会議を開催し、地域福祉活動への理解と協力を求めました。	地域福祉活動や社協活動の周知、PRを強化し、活動への理解と協力をお願いします。	A
	④ボランティアセンターの充実【再掲】	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	社会福祉協議会の自主事業として「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーター(兼務)を配置し、ボランティア活動の推進を図りました。	ボランティア活動のすそ野が広がる中、市民活動支援の要素を取り入れた「ボランティア・市民活動支援センター」についての検討を進めます。	B
	⑤ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実【再掲】	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	シニアの社会参加促進・ボランティア活動支援事業(市受託事業、埼玉県補助事業)により、①日高ボランティアネットの運営、②ボランティアサポーターの配置、③ボランティア・市民活動講演会(おとなフェスタひだか2019.VOL2)を開催しました。あわせて、市補助によるボランティア団体への活動助成金の交付を実施しました。	市受託期間終了後においても、取組内容の充実を図ります。	A
	⑥ボランティア講座等の開催	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	当事者支援団体やボランティア団体等と連携し、子育てや障がい者支援等の各種ボランティア講座等を開催し、地域福祉活動を担う人材の育成を図ります。また、ボランティア活動の連絡調整に必要な考え方やスキルについて学ぶことができる講座を開催し、ボランティア活動の活性化を図るための人材育成を進めます。	次のボランティア講座等を実施しました。 ① ボランティア入門講座 ② 視覚障がい者ガイドヘルプ養成講習会 ③ 手話奉仕員養成講習会(市受託事業)	ボランティア活動に参加するきっかけとして、引き続き学習機会の提供を図ります。	A
	⑦ボランティア団体等への車両の貸出し支援	社会福祉協議会	コミュニティ活動やボランティア活動を支援するため、ボランティア団体等へ社会福祉協議会所有車両の貸出しを行います。	コミュニティ活動やボランティア活動の実施に際して、年11回の車両貸出を実施しました。	地域の行事の安定的な運営に必要な支援を実施します。	A
	⑧運転ボランティア活動への支援	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	運転ボランティア活動を進めるうえでの安全と協力者の安心を確保するため、講習会受講者に対する補助を行いました。移動が困難で外出機会の乏しい当事者団体メンバーを支援するため、運転ボランティアの紹介、車両の貸出を実施しました。(年間39件、112人の移動を支援)	内容の充実を図ります。ボランティアの高齢化が進行しており、確保を進めるための取組を併せて図ります。	A
	⑨傾聴ボランティア活動への支援	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	孤立しがちな高齢者や障がい者の支援のため、傾聴ボランティアグループへの活動支援を行います。	傾聴ボランティアグループ「うさぎ」の取組を支援し、施設を訪問しての傾聴や、個人宅傾聴などの活動を支援しました。	講習会を実施するなど、新規会員の確保や会員の資質の向上を図ります。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑩保育ボランティア活動への支援	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	子育て中の方がボランティア活動等に積極的に参加する機会を増やすため、保育ボランティアグループへの活動支援を行います。	グループ保育ボランティア「ひだまりっ子」の取組を支援し、イベント等でのグループ保育を実施しました。(年間15回、保育対象児:78人、保育協力者53人)	安心、安全な託児ができるようメンバーの資質の向上を図るため、講習会等の開催や受講を進めます。	A
⑪災害ボランティアセンターの充実【再掲】	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	日高特別支援学校などと連携し、災害ボランティアセンターに関する周知、啓発活動を進めました。 埼玉県社会福祉協議会からの要請を受け、台風15号により被災した地域の災害ボランティアセンター運営支援のため、職員を派遣しました。(派遣先:千葉県君津市災害ボランティアセンター)	現状に即した対応を進めるため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しが必要です。 併せて、災害時における避難所運営など、社会福祉協議会に求められる役割を整理し、事前に分担を明確にするなどの対応が必要です。	B
⑫各種事業展開を通じた地域福祉の担い手の育成・支援	社会福祉協議会	各種事業展開を進めていく中で、地域おたすけ隊協力会員、サロン活動協力員等の地域福祉の担い手の育成と支援を行います。	各種事業の実施を通じて、地域福祉の担い手の確保を図りました。	ニーズ調査などの分析をもとに、担い手確保の課題となっている点の解消を図り、プログラムに反映させる必要があります。	B

3. 介護・保育人材の確保等の推進

市の取組	①介護人材の確保等の方策検討	長寿いきがい課	介護職員が働く職場環境の改善や介護職員の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	市内介護事業所に対し、介護保険に関する最新情報をいち早く伝えました。情報交換会を開催し、介護サービスごとの注意点や制度の説明を行う研修を実施しました。	従来どおり情報交換を密に行うほか、県の介護人材育成事業を支援し、市民や市内介護事業所の介護人材の確保に努めます。	A
	②保育人材の確保等の方策検討	子育て応援課	保育士が働く職場環境の改善や保育士の質を高めるための研修等について、待機児童対策とともに国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	産業医の職場巡視の指摘などを受け、環境改善に取り組みました。また、市などで行われる人権の研修など児童に与える影響が大きいものなどへ参加することができました。	保育士たちが働きやすい環境を維持できるよう、保育士からも情報を得ながら環境改良に努めます。	B
	③飯能看護専門学校への運営補助	保健相談センター	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して運営の補助を行います。	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して補助金を交付しました。	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して補助金を交付します。	A
	④社会福祉士実習生の受け入れ	生活福祉課	社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生の受け入れをします。	実習生の受入体制を整えるため、福祉事務所職員が実習指導者養成研修を受講し、実習指導者を増員しました。	実習指導者を更に増員し、実習生の受入体制を整え、実習先として依頼があった際には受け入れていきます。	B
社会福祉協議会の取組	①介護福祉士実習生の受け入れ	社会福祉協議会(ヘルパーステーションこまの郷)	介護福祉士の養成支援のため、ヘルパーステーションこまの郷において実習生の受け入れをします。	介護実習生2名を受け入れ、介護に資する人材育成を支援しました。	介護実習生にとってより質の高い研修の機会となるよう実習プログラムの内容の向上に努めます。	A
	②社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ	社会福祉協議会	社会福祉を担う人材の養成を支援するため、社会福祉援助技術現場実習生の受け入れをします。	社会福祉士国家資格取得のための実習生1名を受け入れ、社会福祉に資する人材育成を支援しました。	社会福祉援助技術現場実習生にとってより質の高い研修機会となるように長期分散実習を導入するなど実習生の目的意識に沿ったプログラムの立案に努めます。	A
	③看護実習生の受入	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	地域における多職種連携を見据え、看護師の養成を支援するため、看護実習生の受入をします。	年11回、22名の看護実習生を受け入れ、介護予防事業、医療と介護の連携の重要性を理解していただきました。	看護実習生にとってより質の高い研修機会となるように実習プログラムの内容の向上に努めます。	A

4. 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

市の取組	①社会福祉法人との連携強化	生活福祉課	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組について、地域の实情に応じた取組がなされるよう、市と社会福祉協議会との連携強化を行うとともに、公益的な取組内容について市のホームページ等でPRします。	市内社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について現状把握を行うとともに、好事例について情報収集を行いました。	引き続き、市所管の社会福祉法人が実施する公益的な取組を把握し、法人から相談があった際には社会福祉協議会と連携しより地域の实情にあった取組ができるよう支援します。	C
	②地域支え合い事業の推進【再掲】	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を実施しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援します。	A
	③有識者の活用	生活福祉課	大学、専門学校等の職員について、その知識や経験を市政に反映するため、福祉に係る市の審議会等への登用を行います。	専門的な立場からご意見をいただき市政に反映するため、大学教員の審議会への登用を行いました。	引き続き、大学、専門学校等の職員の市の審議会等への登用を行います。	A
	④日高あんしんネット等の実施	長寿いきがい課	高齢者、障がい者等の異変時における早期発見や早期対応のため、市内事業所に協力いただきます。また、高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結している事業所についても、見守り活動の支援協力をいただきます。	市内を日常的に巡回している20事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、登録事業所数を増加させることができました。 また、2月には要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
	障がい福祉課		長寿いきがい課等と協力して研修会を行うなど、見守り活動の支援の協力を得ました。	引き続き、長寿いきがい課等と協力し、取り組みを継続します。	A	
	産業振興課		地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めました。	今後も市内事業所や日高あんしんネットとの連携を行い、消費者被害防止を図ります。	A	
⑤子育て応援自動販売機の設置	子育て応援課	市の子育て応援を「行政・民間・市民」で推進するため、子育て応援（寄附付き）自動販売機の設置に協力いただける企業等と連携して、市内の店舗等に設置します。	子育て応援自動販売機の設置を推進するため、企業訪問等に取り組みました。	新たな子育て応援自動販売機の設置に向け、市内の企業等との連携を図ります。	B	
⑥認証ママカフェの実施	子育て応援課	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設が子育て世代が気軽に集える場所（ママカフェ）を設け、市がそれを認証・PRをする「認証ママカフェ」制度を実施します。	子育て世代が気軽に集える場所として、なかまづくりママカフェを開催しました。	子育て世代の相互交流の場を広げていきます。	B	
⑦子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）の普及	子育て応援課	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布し、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図るとともに、協賛店舗等の募集を行います。	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布しました。また、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図りました。	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に配布する優待カードの周知に努めます。	B	
⑧健康づくり事業等の連携	保健相談センター	健康づくりに係る事業について、講演会の講師や事業に係る運営協力等、大学、専門学校等と連携した取組を行います。	保健相談センター主催の健康教室「ウォーキングの効果を高めて健康アップ」においては、企画、運営等について、埼玉医科大学保健医療学部の協力を得ながら実施しました。	健康づくりに係る事業について、講師や企画、運営等、引き続き、大学や専門学校等と連携した取組を行います。	A	
社会福祉協議会の取組	①社会福祉協議会における公益的な取組の実施	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に無料又は低額な料金で提供する「地域における公益的な取組」について、社会福祉法人として取り組みます。	地域における公益的な取組として、次のことに取り組みしました。 ① 車いす、松葉づえなどの福祉・介護用品の貸出 52件 ② 車いすのまま搭乗できる福祉自動車の貸出 61件	貸出機材の整備点検を進め、市民にとって利用しやすいサービスの提供に努めます。	A
	②地域支え合い事業の推進【再掲】	社会福祉協議会	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店（地域商品券の利用）の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	市内4か所の地域おたすけ隊の運営支援を図り、支援件数3,065件、利用時間数4,109.5時間の生活支援を実施しました。	未実施地域への範囲拡大の呼びかけを進めていきます。	A
	③家庭介護教室等の連携	社会福祉協議会	介護について体験的に学習できる機会を専門学校及び「地域包括支援センター」と共同で企画し、実施します。	「家庭介護教室」として、大川学園福祉専門学校の協力により実施しました。（3日程、のべ36人受講）	引き続き、専門学校との連携により、専門学校の施設や機材を利用しながら介護に必要な知識や技術の提供を進めます。	A

4. 環境づくり

1. 自立に向けた継続的な支援体制の充実

市の取組	①生活困窮者自立支援の拡充	生活福祉課	生活困窮者からの就労等の相談に応じる「自立相談支援センター」を設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行うとともに、支援内容の拡充を図っていきます。	様々な課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援（生活困窮者自立相談支援事業）を実施しました。主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の体制により、年間1,037件の相談等を行いました。	令和2年度より、生活困窮者自立相談支援事業に加え、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を開始し、事業を強化しました。	A
	②生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	生活福祉課	貧困連鎖の防止を図るため、生活保護世帯又は生活困窮世帯であって、高等学校等に進学する中学生や高等学校在籍生に対して学習支援を行います。	子どもの学習支援事業を、一般社団法人 彩の国 子ども・若者支援ネットワークに委託実施。年間39回教室を開催、参加者は延べ234人（中学生168人、高校生66人）となりました。中学3年生の高校進学率は100%でした。（高校3年生の参加者は無し）	引き続き、一般社団法人 彩の国 子ども・若者支援ネットワークに委託実施します。年々参加者、指導者、ボランティアも増えており、事業は軌道に乗っています。	A
	③ひとり親家庭等の自立支援の実施	子育て応援課	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活全般についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支払います。	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対する相談に応じるとともに、ハローワークや県福祉事務所等と連携して就業相談を行うなど、自立に向けた支援を行いました。また、母子（父子）家庭の母（父）の就労における能力開発の取組を支援し、資格の取得を容易にすることで、就業と母子等家庭の自立を促進しました。	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、就業相談や就業に向けた資格取得など、自立に向けた支援を行います。	A
社会福祉協議会の取組	①自立相談支援センターの充実【再掲】	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行います。	市から業務を受託し、主に生活に困窮している人からの相談を受け、自立に向けた支援計画の立案等の支援を行いました。	増加する相談に対応できるよう体制整備を図る必要があります。様々な相談機関との連携を図るための具体的な協議、検討を進めます。	A
	②彩の国あんしんセーフティネット事業への参加	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会へ会費を拠出し、彩の国あんしんセーフティネット事業に参加することで、生活困窮者に対する現物給付等の支援を実施するなど、支援体制の充実を図ります。	彩の国あんしんセーフティネット事業に賛助し、生活困窮者等に対する現物給付等の支援を実施しました。（医療費1件、電気料金2件、ガス料金2件、食糧支援1件、灯油料金1件、家賃1件）	今後も他の社会福祉法人と連携し、自立相談支援の一環として取り組みます。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 福祉サービスの苦情解決体制の強化						
市の取組	①福祉サービス第三者評価の普及	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、県が実施している福祉サービス第三者評価を周知するとともに、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか定期的に確認をします。	現況報告書や社会福祉法人指導監査時に第三者評価の受審確認を行っており、周知ができています。また、苦情解決の仕組みへの取組について、体制が整っていることを確認しています。	第三者評価の受審及び苦情解決体制について確認を行います。	A
		障がい福祉課		市が所管する社会福祉法人について、現況報告書の確認を実施し、第三者評価の受審状況や社会福祉法に基づく苦情解決体制の整備状況を確認しました。	今後も定期的な指導監査や現況報告書の確認等を通して、第三者評価の受審状況や苦情解決体制の整備状況を確認します。	A
		子育て応援課		利用者からの相談などを社会福祉法人と情報共有し、随時、運営改善などの支援を行いました。	社会福祉法人が適正な事業運営ができるよう、利用者からの苦情などを丁寧に聞き取り、社会福祉法人への改善指導を行います	A
		長寿いきがい課		市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査や現況届の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制が適正に実施されている状況について確認しました。	今後も指導監査の定期的な実施及び現況届の確認等を通して、適正な福祉サービスの提供等について確認を行います。	A
	②社会福祉法人の指導監査等の実施	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を定期的実施するとともに、県が行う施設監査の状況を把握するなど、福祉事業者の情報を把握し、必要な対応を行います。	監査時期にきている法人に対し監査を実施しています。他課が所管する法人への監査支援を行いました。	社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき指導監査を行います。	A
		障がい福祉課		社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく定期的な指導監査は、対象はありませんでした。	今後も指導監査を実施します。	A
		子育て応援課		社会福祉法人法に基づく現況報告を提出させ、事業が適正に行われているか会計資料等の確認を行いました。	今後とも、社会福祉法人の事業が適正に行われているか、定期的に実地で聞き取り調査など指導監査を実施し、地域共生社会の実現が図れるよう支援していきます。	A
		長寿いきがい課		市が所管する社会福祉法人2法人のうち1法人に対する指導監査を実施し、法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も指導監査を定期的実施するとともに、法人に対し随時情報を提供するなどして、法人が適正に運営されるよう支援してまいります。	A
3. 誰にも優しいまちづくりの推進						
市の取組	①バリアフリーのまちづくりの推進	都市計画課	公共施設や住宅等のバリアフリー化について、都市計画マスタープランに位置付け、人に優しいまちづくりを推進していきます。	都市計画マスタープランにバリアフリー化について位置付け、人に優しいまちづくりを推進しています。	今後も、都市計画マスタープランにバリアフリー化について位置付け、人に優しいまちづくりを推進していきます。	A
	②道路環境の整備	建設課	高齢者、障がい者、児童・生徒等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を積極的に行います。	幹線51号 板仏交差点から板仏踏切間の歩行空間整備70.00m 令和元年度までの累計(300.00m/536.74m⇒55.9%)	市道幹線51号の歩道未整備区間の整備 市道幹線59号の歩道未整備区間の整備	B
	③公共建築物におけるバリアフリーの推進	財政課	公共施設長寿命化計画や今後策定予定の公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていきます。	実施していません。	公共建築物の大規模修繕、長寿命化改修が行われていないため。 今後の大規模修繕、長寿命化改修に合わせて、バリアフリー化を進めます。	D
	④高齢者等の移動支援の実施	危機管理課	自力での移動が困難な高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バス又はタクシー運賃の一部補助を行うとともに、自治会による自主運行の初期費用に対する補助金の交付を行います。	自力での移動が困難な高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バス又はタクシー運賃の一部補助を行いました。 高齢者等おでかけ支援事業申請件数 1,637件	高齢化が進む中、市民の交通手段として、路線バスやタクシー等の公共交通機関の活用が重要となります。 今後は、高齢者や運転免許証返納者が増加が見込まれるため、移動手段を確保する方法を引き続き検討する必要があります。	A
	⑤障がい者の移動支援の実施	障がい福祉課	障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、福祉タクシーの利用料金の助成、自家用自動車等の燃料費、運転免許取得費、自動車改造費、障がい児通学奨励費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	障がい者(児)が積極的に社会参加することができるよう、各種サービスを実施しました。 ・福祉タクシー利用料金助成(3,237件) ・重度心身障がい者自動車等燃料費補助(655人) ・自動車運転免許取得費補助(1人) ・自動車改造費補助(2人) ・心身障がい児通学奨励費補助(557人)	今後も同様の取組を実施していきます。	A
	⑥地域おたすけ隊による外出支援の実施	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」による外出支援の実施について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を実施しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	⑦障がい者用駐車場の青色塗装の実施	障がい福祉課	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等に分かりやすく判別できるよう、青色塗装を行います。	現在、公共施設内の障害者用駐車場26か所中、20か所について青色塗装がされています。	施設の改修や整備等を踏まえて、青色塗装を推進します。	B

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑧赤ちゃんの駅の普及促進	子育て応援課	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳が行える赤ちゃんの駅の設置・普及促進を図るとともに、公共施設への整備を行います。	市内の公共施設及び民間等施設に設置されている赤ちゃんの駅の周知に努めました。	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できるよう赤ちゃんの駅の周知に努めます。	B
⑨きらきらスペース・キッズコーナーの設置	子育て応援課	公共施設に妊婦や乳幼児連れの人が優先して駐車できる場所(愛称:きらきらスペース)を整備するとともに、公共施設において安心して乳幼児を遊ばせることができるキッズコーナーを設置します。	公共施設において乳幼児が安心して遊べるよう、キッズコーナーの衛生管理(消毒等)に努めました。	きらきらスペースの維持管理及びキッズコーナーの衛生管理に努めます。	B
⑩障がい者の差別の解消等の啓発	障がい福祉課	「障がい者週間」を契機として、広報ひだかや市のホームページ等により、障がい者に対する理解、障がい者の差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	普及啓発活動のため、広報ひだか、市ホームページ等を活用し、障がい者週間に障がい者マークの紹介及びヘルプマークの活用方法などについて掲載しました。その他、障がい者の作品展覧会をこまの郷で12月に実施しました。	今後も引き続き広報ひだか、市ホームページ等を活用し、障がい者の差別の解消等の啓発に努めます。	A
⑪手話通訳者・手話奉仕員の養成・利用促進	障がい福祉課	手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知を図り、各種講演会等における利用促進を図ります。	日高市社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成講習会(入門講座)を開催しました。全19回の講座に11人が参加し、うち10人が講座を修了しました。	今後も社会福祉協議会と連携し、講習会を実施していきます。	B
⑫図書館におけるサービスの充実	図書館	点字図書・大活字本の充実、録音図書・布の絵本の製作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸出し等を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	点字図書・大活字本・LLブックの購入やボランティア「ポコ・ア・ポコ」の皆さんが製作した「布の絵本」の図書館での閲覧・貸出を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスを実施しました。	特別なニーズのある子どもたちのために点字図書、LLブック、オーディオブック等の資料を紹介する「りんごの棚」を設置、充実を図る予定です。	A
⑬情報のバリアフリーの推進	市政情報課	広報ひだかの音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、情報のバリアフリーの推進を図ります。	広報ひだかを音声化した「声の広報ひだか」を市ホームページに掲載しているほか、CDの貸し出しも行いました。また、ウェブアクセシビリティに対応した市ホームページの更新を随時行いました。	今後も継続して行っています。	A
	障がい福祉課		県から送付された県民だより・県議会だよりの点字版等を行政情報コーナーに置き、閲覧できるようにしました。	今後も同様の取組を実施していきます。	A
⑭介護マークの普及促進	長寿いきがい課	介護者が介護の際に身に付け、介護していることを周囲に理解してもらい、介護者の精神的負担を軽減するため、介護マークを配布し、普及啓発を行います。	広報紙へ掲載した他、介護保険の通知にパンフレットを同封する等し、周知を行いました。令和元年度の配布は1件でした。	今後も、広報等を活用し、周知を行います。	A
⑮ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	障がい福祉課	障がい者、高齢者等で手助けが必要な人が身に付けておくことで困ったときに周囲の人から支援や配慮を得やすくするため、ヘルプマークを配布するとともに、ヘルプカードを作成・配布し、普及促進を行います。	広報、ホームページで、ヘルプマークを身に着けた人への配慮を呼びかけるとともに、ヘルプマークの配布を周知しました。ヘルプマーク配布数は89個でした。	今後も同様の取組を実施していきます。	A
⑯マタニティマークの普及促進	保健相談センター	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	妊娠届出の際に、母子健康手帳の交付とともにマタニティマークを配布しました。	周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするために、引き続き、妊娠届出の際に、母子健康手帳交付とともに、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	A
⑰人権啓発等の推進	総務課	人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・人権啓発研修会を開催するとともに、人権侵害等に対応するため、人権擁護機関との連携を図りながら人権相談等の相談事業を行います。	8月に市民、市内事業所及び職員等を対象とした人権啓発研修会を実施し、広く啓発を行いました。人権擁護委員による人権相談を実施しました(月1回)。	引き続き、同様の取組の実施に努めます。	A
⑱人権教育の推進	生涯学習課	人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・研修会の開催や普及啓発活動を行うとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権標語の募集、学校・家庭・地域連携による人権学習の取組等を行います。	市民、各種団体、市内企業、市職員を対象に人権啓発研修会を3日間開催し、延べ468名、パラリンピック元日本代表石原正治氏を講師に迎えた人権啓発講演会では、障がい者の人権をテーマに40名、小・中PTA役員、高齢者他を対象に人権学習会では12会場で延べ1003名と多くの参加があり、普及啓発活動を行いました。また、人権作文や人権標語の募集においては、応募総数1027点がありました。	引き続き、幅広い世代に人権についての理解促進等を図っていきます。	A
	学校教育課		生涯学習課と連携し、日高市人権教育推進協議会による研修会を実施しました。人権作文は小学2年生から中学3年生で取り組み、人権標語は小学5年生、中学1年生が取り組みました。	今後も引き続き、取り組みます。	A
⑲男女共同参画の推進	総務課	家庭、地域、職場、教育等における男女共同参画社会を推進するため、広報紙等による啓発活動、女性相談・女性のための法律相談の相談事業を行います。	男女共同参画に関するイベントや女性に対する相談事業などについて、広報ひだか、ホームページ、チラシ等により随時情報提供し、啓発を行いました。また、男女共同参画情報紙「こらぼ」を年1回発行しました。専門相談員による相談事業を実施しました(月2回女性相談、月1回女性のための法律相談)。	効率的な方法を検討しつつ、引き続き、男女共同参画に関する啓発に努めます。相談状況に合わせて事業を統合しつつ、引き続き、相談事業を実施していきます。	A
⑳ワーク・ライフ・バランスの啓発	産業振興課	仕事と生活の調和実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識啓発を図るとともに、広報紙等を活用した情報提供を行います。	労働相談の開設や、県からの働き方改革等のチラシを窓口に設置し啓発を呼び掛けました。	今年度もチラシやポスターの設置を行い、事業主、労働者への意識啓発を図ります。	A

取組名	所管	概要	令和元年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
②結婚活動の支援	生活福祉課	少子化対策の一環として、結婚を望む独身男女に出会いと交流の場を提供するため、婚活イベントの実施及び「SAITAMA出会いサポートセンター」への参加をしていきます。	市内在住、在勤を主な対象とし、市への愛着を深めるため市内で婚活イベントを開催しました。(2/22開催) SAITAMA出会いサポートセンター協議会へ引き続き加入しました。会員になるための出張登録会を市内で3回開催しました。	県の結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」の周知を図り、市内出張登録会を開催していきます。	A
④地域おたすけ隊による外出支援の実施	社会福祉協議会	通院や買い物などの際に、付き添いによる支援が必要な人への外出支援を行うため、社会福祉協議会所有車を「地域おたすけ隊」へ貸し出します。	所有車両の運行管理業務を委任する形式により、地域おたすけ隊2か所に対し各1台の車両運行管理業務を委任し、貸し出しました。	各隊に委任できるよう車両の確保に努めます。	A
②運転ボランティア活動への支援【再掲】	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	運転ボランティア活動を進めるうえでの安全と協力者の安心を確保するため、講習会受講者に対する補助を行いました。 移動が困難で外出機会の乏しい当事者団体メンバーを支援するため、運転ボランティアの紹介、車両の貸出を実施しました。(年間39件、112人の移動を支援)	内容の充実を図ります。 ボランティアの高齢化が進行しており、確保を進めるための取組を併せて図ります。	A
③外出困難者への支援	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、外出が困難な高齢者や障がい者に対して、理美容協力店の協力者が自宅に出向き整容を行う支援を行います。	飯能日高理容組合、美容組合協力店の12店舗の協力により、34人にカットサービス券を交付し、支援しました。	協力の呼びかけを行い、協力店の確保に努めます。	A
④児童遊園地遊具の整備	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、子どもの遊び場である児童遊園地遊具の点検整備を行うとともに、老朽化が進んだ遊具の撤去を行います。	点検整備を実施し、老朽化した市内1か所の遊具の撤去を実施しました。	安全性等を勘案し、必要な対応を進めます。	A
⑤手話奉仕員の養成	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	市から業務の委託を受け、手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成します。	入門課程を実施し、10人に対し修了証を交付しました。 準備講座企画については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。	内容については委託元である行政とも協議を行い、適宜見直しを図ったうえで対応を進めます。	B
⑥福祉用具・福祉車両の貸出し	社会福祉協議会	緊急一時的に車いす、ポータブルトイレ等が必要となったときに貸し出すとともに、緊急一時的に社会福祉協議会が所有する福祉車両（車いすスロープ付き軽自動車）を必要とする人に貸し出します。	地域における公益的な取組として、次のことに取り組みました。 ① 車いす、松葉づえなどの福祉・介護用品の貸出 52件 ② 車いすのまま搭乗できる福祉自動車の貸出 61件	貸出物品の整備点検を図り、安心・安全に利用できるようサービスの向上に努めます。	A
⑦点字用具の整備・声のおたより活動の支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	視覚障がいのある人への情報提供の促進のため、点字用具の整備及び声のおたより活動の支援を行います。	点字サークルや朗読ボランティアと協力し、資機材や活動場所の提供などの支援を図り、視覚障がいのある人への情報提供を進めます。	資機材を継続して提供し、団体への活動支援を通じて情報提供の取組をサポートします。	A